

川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 要綱第4条第2号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業所等
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (6) 各種法令に違反しているもの
- (7) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業所
- (10) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (11) 過去2年間において、関係法令に違反する重大な事実があるもの
- (12) その他、登録することが不相当であると認められるもの

附 則

この細則は、平成22年2月1日から施行する。